

平成17年度山形県建設工事に係る入札・契約制度の 改善について

山形県

山形県入札制度改善委員会（建設工事部会）の検討結果を受けて、平成17年度から次のとおり入札制度が改善されます。

【改善のポイント】

建設業者の技術力を評価・重視する入札制度を推進するため、建設工事一般競争入札（条件付）の入札条件の設定において、工事成績による参加の可否や配置技術者の施工実績等の項目を設けます。

山形県では、建設工事は、設計金額4千万円以上のすべての工事と1千万円以上のほとんどの工事で条件付一般競争入札方式により発注しています。

目的

入札参加者の技術力による競争を促進するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びられる環境整備の一助として、技術力を評価した入札制度を導入します。

また、工事品質の確保・向上を図り、適正な施工の推進に資するために、施工能力に優れた業者が受注しやすい環境を整え、不良不適格な業者の参入を防止します。

さらには、効果として、施工業者の工事内容の向上のためのインセンティブとなることを期待しています。

具体的方法

1 工事成績活用入札の導入

工事成績評定点が低い工事を施工した業者（前年度の工事成績の平均が65点未満の業者）は上位の級の工事の入札に参加できないとする条件を設定します。

例：土木一式工事でB等級の者は通常は工事金額1千万円以上1億円未満の工事の入札に参加できますが、この基準に該当する者は、4千万円以上の工事の入札には参加できない（4千万未満の工事のみの参加となる）こととなります。

工事成績評定点が高い工事を施工した業者（前2年間に77点以上の成績がある業者）だけが入札参加できるとする入札条件を一部の工事に設定します。（土木一式工事で工事金額4千万円以上の工事の一部（概ね1割程度）について実施します。）

（注：対象点数については変更する場合があります。）

2 施工実績要件の採用拡大

- ・ 同種の工事の施工実績があることとする入札条件を採用する工事を増やします。
 - ・ 一部の工事（特殊な工事などの場合）では、工事成績 65 点未満の工事は実績として認めないこととします。
- 3 技術者実績要件の採用
- ・ 一部の工事（特殊な工事などの場合）において、配置される技術者に同種工事の施工経験があることを求めます。
- 4 舗装工事の技術者要件の導入
- ・ 舗装工事のうち工事金額 2 千万円以上の工事では、舗装工事専門の技術資格（舗装施工管理技術者）を有する技術者の配置を求めます。
 - ・ 平成 18 年度以降は、工事金額 1 千万円以上の工事を対象とします。
- 5 その他の技術者要件
- ・ 鋼橋塗装工事においては、鋼橋塗装技能士の配置を条件とします。
 - ・ 地すべり防止工事においては、地すべり防止工事士の配置を条件とすることを今後検討していきます。
 - ・ のり面工事においては、のり面施工管理技術者の配置を条件とすることを今後検討していきます。

実施時期

平成 17 年 4 月 1 日以降に入札公告する工事から適用します。

ただし、工事成績活用入札については、平成 17 年 5 月 1 日以降に入札公告する工事から適用します。

参考：工事成績活用入札 の参考図

該当業者は網掛け部分に入札参加できません

(1) 土木一式工事

| 区分 | 工事の金額 | 入札参加範囲 |
|----|-----------------------|--------|
| 一級 | 1 億円以上 | A |
| 二級 | 4,000 万円以上 1 億円未満 | A B |
| 三級 | 1,000 万円以上 4,000 万円未満 | B C |
| 四級 | 1,000 万円未満 | C D |

(2) 建築一式工事

| 区分 | 工事の金額 | 入札参加範囲 |
|----|---------------------------|--------|
| 一級 | 1 億 5,000 万円以上 | A |
| 二級 | 5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満 | A B |
| 三級 | 1,000 万円以上 5,000 万円未満 | B C |
| 四級 | 1,000 万円未満 | C D |

(3) 電気工事、管工事

| 区 分 | 工 事 の 金 額 | 入札参加範囲 |
|-----|-----------------------|--------|
| 一 級 | 6,000 万円以上 | A |
| 二 級 | 2,000 万円以上 6,000 万円未満 | A B |
| 三 級 | 2,000 万円未満 | B C |

(4) 舗装工事

| 区 分 | 工 事 の 金 額 | 入札参加範囲 |
|-----|-----------------------|--------|
| 一 級 | 3,000 万円以上 | A |
| 二 級 | 1,000 万円以上 3,000 万円未満 | A B |
| 三 級 | 1,000 万円未満 | B C |